



(栗の木)

事務所通信

2015年9月号
No.123

CONTENTS

- | | | | |
|---------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント
… 会議運営力を高めよう! | P1 | ● 債権の消滅時効 | P4 |
| ● 自社株評価と事業承継 | P2 | ● 相続税Q&A | P5 |
| ● 老齢基礎年金の繰上げ繰下げ | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー 職員雑記 | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

会議運営力を高めよう！

会議は、「会社・個人の問題解決の縮図である」と言われます。なぜなら「組織として解決策を出し、組織を動かして問題解決をする」ことが目的であり、会社・個人の問題解決力が最も表れるのが会議だからです。

「長い」「脱線する」「独演会化する」「会議の目的が見えない」「何も決まらない」「感性的な発言が多い」「座っているだけでお客様意識のメンバーが多い」等は、本来の目的から逸脱したダメ会議の特徴であり、このような会社は組織としての問題解決力が総じて低調です。

では、どのようなものが「良い会議」なのか。簡単に定義すると、

1. 事前にデザインされている

全員を目標に向かわせるために、会議の設計図が描かれている。事前に会議をデザインしていれば、議論の脱線・迷走防止に役立ちます。

2. 意味のある会議をする

本来の目的から逸脱し、会議すること自体を目的にしてはならない。あくまで会議は、問題解決をするための手段である。したがって、会議後のアクションが明確になっていなければ、会議をする意味がありません。

3. 時間が短い

会議自体は付加価値を生まない。人を集めて時間を割く限りは、生産性の高い会議をするべきである。そのためのタイムコントロールがなされている。
——であると、考えます。

このような会議を運営するために、主催者は以下のことに留意し、会議を運営しなければなりません。

<会議前>

事前に目的・議題・ゴール・進め方・準備事項等を共有化し、出席者の意識合わせを行う。とくに重要なのは、会議の目的とゴール（成果目標）を明確にすることです。

<会議中>

- 冒頭・最後に目的を再確認し、当初の目的が達成出来ているかを必ず検証する。
- 会議にもコストがかかっている以上、時間よりも中身が重要である。したがって報告事項は、ポイントを絞って結論から話させる。
- 参加メンバー間で認識のズレが生じないように、メモや記憶に頼らず、議事録を必ずとる。

<会議後>

決めたことは、週間管理でP D C Aの運用を徹底（進捗確認）する。決めたことが実行に移されてこそ、会議が活きる。

会議を円滑にして組織の力を十分に引き出せれば、組織の問題解決力・生産性は間違いなく高まります。生産性の高い会議運営を目指しましょう！



自社株評価と事業承継

平成27年1月から相続税の基礎控除が縮小され相続税が課税される人の増加が見込まれています。親族の方に事業承継を考えられている場合、保有する自社株も相続財産となりますので、事業承継、相続税対策の入口として、自社の株価を考えてみる必要があります。

中小企業の多くは、経営者と株主がほぼ同一であり、事業承継を考える場合には、『経営の承継』と『財産の承継』の2つの面から考えなければいけません。

①経営の承継

企業の経営者として、いかに会社の経営を絶えることなく承継させていくか、を考えることが課題になります。

②財産の承継

会社の株主として、自社株をいつ、誰に、承継させていくかを、考えることが課題になります。

財産の承継を考える場合、主な選択肢として以下のような方法があります。

承継パターン		発生する税金
親族に承継する	→	相続または贈与する際に 相続税または贈与税が発生する
従業員に承継する	→	売却する際に所得税が発生する
第三者に承継する	→	
自分の代で会社を閉じる	→	精算する際に所得税が発生する

以上の選択肢のどの場合においても自社の株価の問題が生じます。

自社の株価が高いと、株主の相続が発生した場合に、思った以上に相続税の負担が増えてしまう場合があります。

！自社株の評価が必要かチェックしてみましょう！

以下のチェックリストに一つでも該当すれば、自社株の評価を行うことをお勧めします。

- 社長（もしくは会長）が会社の株の大半を保有している。
- 決算書の純資産の部の合計が1億円を超えている。
- 会社で保有している土地があり、その土地の含み益がある。
- ここ数年間で一度も自社株の評価を行っていない。